第

5 3 5 1

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年11月17日火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 資本金がない法人の交際費損金算入限度額

A:次のように計算します。

【解説】

法人税では、資本金の額又は出資金の額が 1億円以下である中小法人について交際費等 の特例を設けていますが、資本または出資を 有しない法人については、次の区分に応じ、 それぞれに定める金額を資本金等の額相当額 として取り扱うこととなっています。

①資本又は出資を有しない法人(②を除く) (期末時の貸借対照表上の総資産の帳簿価額-期末時の貸借対照表上の総負債の帳簿価額-当期の利益の額(又は+当期の損失の額))×60%

この法人には、全所得課税型の一般財団法 人や一般社団法人、相互会社である生命保 険会社、非出資の協同組合等が含まれます。

②資本又は出資を有しない公益法人等又は人 格のない社団等

上記①の金額×(期末時の収益事業に係る 資産の価額÷期末時の貸借対照表上の総資 産の価額)

この法人には、公益財団法人や公益社団法人、非営利型の一般財団法人、一般社団法人、学校法人、社会福祉法人等、法人税法別表第2に掲げる法人が該当します。







